東京都品川区西五反田七丁目9番2号 KDX五反田ビル4階

株式会社 識

代表取締役社長 安 藤 広 大

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう ご案内申し上げます。

敬具

学

記

1. 日 時 2019年5月30日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)

2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号 msb Tamachi

田町ステーションタワーS4階 会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第4期(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日) 事業報告及び計算書 類の内容報告の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。本株主総会招集ご通知に添付しております事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://corp.shikigaku.jp/)に掲載させていただきます。第4期定時株主総会招集ご通知より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。お土産の配布はございません。何卒ご了承ください。

第4期 事業報告

(自 2018年3月1日) 至 2019年2月28日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における国内の雇用情勢は、少子高齢化による労働力や生産年齢人口の減少といった構造的な要因による人手不足の状況(2019年2月の完全失業率(季節調整値)は2.3%(総務省調べ)、有効求人倍率(季節調整値)は1.63倍(厚生労働省調べ))であります。また、2019年4月以降、働き方改革法の施行が控えており、組織の生産性向上を図ることに対する市場ニーズはこれまで以上に高くなっています。

このような経営環境の中、当社では、当社自身が設立4期目で上場し、当社が独自開発した意識構造に着目した理論である「識学」の有用性の証明・積極的な広告宣伝活動・アライアンス等による提供機会の拡大を図り、新規顧客開拓に注力してまいりました。また、新たなサービスの開発、急増する顧客に対する人材の採用と育成、品質管理の徹底を行うことで、顧客の満足度向上に取り組んでまいりました。

マネジメントコンサルティングサービスでは、これまでのWEB媒体を中心としたマーケティング活動に加え、新聞等の非WEBメディアの活用や交通機関での著名人を活用した動画広告の展開等を行いました。また、業務提携を積極的に行い、サービス提供機会の拡大に努めてまいりました。その結果、当事業年度末の累計顧客数は979社(前事業年度は522社)となり、品質管理強化やサービスの多様化を進めた結果、リピート率(注)は55.6%(522社中290社、前事業年度は52.8%)となりました。

プラットフォームサービスについては、当事業年度の期初からサービスを開始した識学クラウド(動画で独自理論の復習ができる機能や組織状態の診断を定期チェックできるサーベイシステム等を提供するサービス)の拡販に注力した結果、期末時点での識学クラウド契約社数は157社となり、また、期中から識学を用いた実際の改善事例を用いながら、更なる学びの機会を得られる識学会員制度を開始いたしました。

その結果、当事業年度のマネジメントコンサルティングサービス売上高は1,204,000千円(前年同期比59.5%増)、プラットフォームサービス売上高は47,679千円(前年同期比17,112.6%増)となり、売上高は1,251,679千円(前年同期比65.8%増)、営業利益は247,227千円(前年同期比261.3%増)、経常利益は233,902千円(前年同期比237.4%増)、当期純利益は、162,700千円(前年同期比285.0%増)となりました。

なお、当社は組織コンサルティング事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(注)リピート率は、当事業年度末までに発注数が2回以上の顧客を、前事業年度末時点での累計新規顧客数で除した率で算出しております。

(2) 資金調達の状況

2019年2月22日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により397,440千円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資等の状況 該当事項はありません。

(4) 財産及び指益の状況の推移

	X	分		第1期 (2016年2月期)	第2期 (2017年2月期)	第3期 (2018年2月期)	第4期 (2019年2月期) (当事業年度)
売	上	高	(千円)	119,653	317,871	755,023	1,251,679
経常利	益又は経常損失	(\triangle)	(千円)	3,039	△7,548	69,320	233,902
当期純和	引益又は当期純損失	(△)	(千円)	1,880	△6,682	42,255	162,700
1 株 🗎 又 は :	当たり当期純 当期純損失	利益(△)	(円)	0.94	△3.34	19.46	74.03
総	資	産	(千円)	29,303	172,623	370,603	1,009,227
純	資	産	(千円)	2,380	45,697	76,953	693,193
1 株	当たり純	資産	(円)	1.19	20.77	35.69	284.10

- (注) 1. 記載金額 (1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産は除く) は、千円未満を切り捨てて記載しております。
 - 2. 当社は、2016年9月16日付をもって普通株式1株につき100株、2018年11月3日付をもって普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。
- (5) 重要な親会社及び子会社の状況 該当事項はありません。
- (6) 対処すべき課題
 - ① 識学について正しく・広く認知される仕組みの構築
 - (i) 知名度向上のための広告施策展開

識学に対する知名度を上げていくためには、経営者に識学の存在そのものをダイレクトに届けることと、そのメッセージ性が重要であります。そのため、当社は経営者が空き時間で活用するSNSを媒介に、経営者が陥りがちな誤った組織運営について、その弊害の解説を行う広告展開を行っております。今後は、これまでの取組に加え、地方エリア、オフライン戦略の充実強化を目的に動画活用等新たな広告施策を行い、顧客からの問い合わせ件数、効率、アポ率及び成約率の適正化を図ってまいります。

(ii) 講師人材の確保

外部の方に識学を正しく理解いただくためには、理論を正確に理解し、顧客に解説できる講師が必須であるため、優秀な人材の獲得が重要であります。当社は、現在組織運営そのものを識学に基づいて行い、役割と権限の明確化により権限内であらゆることに挑戦できる環境と、成果が報酬に反映される明確な評価制度を構築し、優秀な人材が更なる成長感を求めて入社する環境を整えております。今後は本制度の改善と運用の徹底により、人材の内発的動機が自然発生する状態にしつつ、人材紹介会社等を通じた採用活動により、人員計画の達成を図ってまいります。

(iii) 講師育成の什組み化

当社では、入社から講師認定の獲得までの期間は講師育成の期間とし、マニュアル・FAQ・動画確認・OJT・ロールプレイング等の手段を用いて、その学びの時間に集中させる仕組みを構築しております。現在は平均3ヶ月ほどの期間で入社後講師認定されておりますが、今後はそのノウハウをさらに高めることで育成リードタイムの短縮に取り組んでまいります。

(iv) 社会性獲得を目的とした識学の活用

識学は人の意識構造を研究した独自の理論であるため、学生や社会人のスポーツチーム、学校の教育コミュニティ、さらには家庭まで、さまざまな集団で発生する課題に対して解決策を提供することが可能であると考えております。これらの集団で識学を実践し、実績を積み上げることが、当社の更なる社会性獲得の手段としても有効であると考えているため、これらの集団に対する識学の提供についても取り組んでまいります。

② 販売経路や機会の多様化・拡大

当社は、当社の潜在的な見込顧客とネットワークを有する法人と提携し、顧客紹介の代理店を増やしております。また、当社ではパートナー制度を導入しております。当該制度では、パートナー契約の締結を基本とし、当該パートナー企業の役職員が識学の講師となり、最終的にはパートナー企業単独で識学サービスを提供します。さらには、M&Aや事業承継等に代表される組織文化や風土が変革される前後においても、識学の活用は有効であるため、当該分野にネットワークを有する法人との連携も視野に入れた需要の取込施策も検討してまいります。これらの施策は、当社単独では効率的な開拓ができないエリアや業界に識学を普及させる手段として有効であると考えており、これにより経路別契約数の多様化を図ってまいります。

③ 提供するサービス品質の維持・向上

識学講師の品質が、顧客組織への浸透にとってキーとなります。そのため、一度認定された講師であっても月に1度の品質確認テストを受験し、一定基準を下回った場合には、再学習するという仕組みを構築しております。また、当該品質確認テストは、コンサルティング現場で発生した実際のFAQや隣接部門が習得した新たなノウハウで横展開できそうなものから出題されるため、講師品質の向上にも寄与する取組となっております。また今後は、サービス品質のみならず、識学社員としての品質向上を目的に、マナーや行動規範についてもチェックします。

④ 顧客ニーズや組織課題を解決するためのサービスの開発・拡充

これまでの当社提供サービスは、経営者向けのマンツーマントレーニングが大きな比率を 占めておりましたが、顧客から、「より下位の層にも教えてほしい」「自分自身のマネジメントをチェックしてほしい」「継続的に学習したい」との要望をいただき、各層別のトレーニングや継続的に学び続ける機会の提供となるサービスを拡充しております。特に、プラットフォームサービスについては、上記のようなご要望に低単価で対応するツールであり、当社としても定期的な顧客接点機会の創出、人的稼働が不要で継続的な役務提供ができるサービスであります。さらには、識学未導入企業様の幹部層・管理職からの要望に対応すべく、各層毎にクラス分けされたスクール形式での識学の提供についても検討してまいります。

今後も市場で起こっていることと真摯に向き合い、リピート率及び顧客満足度の向上につながるよう、サービス開発・拡充を図ってまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社は、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制の更なる充実・強化が課題であると認識しており、株主様、ステークホルダーの皆様に信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取組みが不可欠であると考えております。そのため、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくとともに、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

(7) 主要な事業内容(2019年2月28日現在) 識学を用いたマネジメントコンサルティングサービス 識学を用いた組織運営を補助するプラットフォームサービス

(8) 主要な事業所(2019年2月28日現在)

	名	称	所在地						
本			社	東	京	都		Ш	区
大	阪	支	店	大	阪	市	中	央	区
福	畄	支	店	福	岡	市	博	多	区

(9) 従業員の状況 (2019年2月28日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名 (3名)	11名増	38.3歳	1年6ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト含む) は、年間の平均人数を計算し() 内に外数で記載しております。
 - 2. 従業員数増加の主な理由は、組織コンサルティングサービス事業の業容の拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先 (2019年2月28日現在)

					借	7	λ	先					借	入	額	
杉	ŧ :	式	会	社		本	政	策	金	融	公	庫				10,850千円

2. 会社の株式に関する事項 (2019年2月28日現在)

(1)発行可能株式総数8,800,000株(2)発行済株式の総数2,440,000株

(3) 株主数 1,383名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
安藤広大	845,000株	34.63%
福富謙二	513,000株	21.02%
株式会社ARS	380,000株	15.57%
K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合	179,200株	7.34%
株式会社ベクトル	28,000株	1.15%
Team Energy株式会社	22,000株	0.90%
株式会社五十畑	22,000株	0.90%
REGAIN GROUP株式会社	22,000株	0.90%
株式会社チェンジ	22,000株	0.90%
豊証券株式会社	15,400株	0.63%

(5) その他株式に関する重要な事項

2018年10月15日開催の取締役会決議により、2018年11月3日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は8,795,600株増加し、8,800,000株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

					- 1703	,,,,,,				
新	株	=	予	約	権	0)) :	名	称	第1回新株予約権
発		行		ž	夬		議			2017年2月20日
新	杉	ŧ	予	糸	约	権	O.		数	33個
保			有			者			数	取締役2名
新和	株予約	勺権	の目	的で	ある	株式	の種	類。	と数	普通株式66,000株
新	株	予	約	権	の	払	込	金	額	無償
新	株	予	約	権	の	行	使	価	額	1 株につき250円
権		利	:	行	使	ī	期		間	2019年3月1日から 2027年2月20日まで
行		使		6	D .		条		件	 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退社、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(注) 2018年10月15日開催の取締役会決議により、2018年11月3日付で普通株式1株につき 2,000株の株式分割を行っております。「新株予約権の目的である株式の種類と数」、「新株 予約権の行使価額」は株式分割後の数値を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

新	株	=	F	約	権	σ.)	名	称	第2回新株予約権		
発		行		Ħ	決議					2018年12月14日		
新	株	ŧ	予	約		権の		数	230個			
交			付			者			数	当社使用人14名		
新札	朱予約	有権(の目	的で	ある	株式	, の 種	類と	二数	普通株式 23,000株		
新	株	予	約	権	\mathcal{O}	払	込	金	額	無償		
新	株	予	約	権	\mathcal{O}	行	使	価	額	1 株につき1,800円		
権	;	利		行	使		期		間	2020年12月16日から 2028年12月13日まで		
行		使		0			条		件	 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 		

(3) その他新株予約権等の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2019年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安藤広大	
取締役	梶 山 啓 介	営業本部長
取締役	池浦良祐	経営推進部長
取締役	細 窪 政	グレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社 代表社員 株式会社サイサン社外取締役 株式会社Kips取締役 株式会社エム・ティー・スリー 社外監査役
常勤監査役	芝 田 誠	
監査役	小泉勝巳	小泉綜合会計事務所 代表 合同会社PLERIZE 代表社員
監査役	富岡大悟	IdeaLink株式会社取締役 株式会社フォーサイト社外監査役 合同会社Penlight 代表社員 TOMIOKA C.P.A OFFICE 代表
監査役	髙木楓子	西村あさひ法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役細窪政氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役の芝田誠氏、小泉勝巳氏、冨岡大悟氏及び髙木楓子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 監査役の小泉勝巳氏、冨岡大悟氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査役の髙木楓子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 当社は取締役細窪政氏、監査役芝田誠氏、小泉勝巳氏、冨岡大悟氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支 給 人 員	支 給 額
取締役	4名	67,738千円
(うち社外取締役)	(1名)	(3,888千円)
監 査 役	4名	11,050千円
(うち社外監査役)	(4名)	(11,050千円)
승 計	8名	78,788千円
(うち社外役員)	(5名)	(14,938千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
- ・社外取締役細窪政氏は、グレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社の代表社員、株式会社エム・ティー・スリーの社外監査役、株式会社サイサンの社外取締役及び株式会社Kipsの取締役を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外監査役小泉勝巳氏は、小泉綜合会計事務所の代表及び合同会社PLERIZEの代表社員を 兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外監査役冨岡大悟氏は、IdeaLink株式会社の取締役を兼任しております。同社と当社は 営業取引を行っております。株式会社フォーサイトの社外監査役、合同会社Penlightの代 表社員及びTOMIOKA C.P.A OFFICEの代表を兼任しておりますが、当社との取引関係 はありません。
- ・社外監査役髙木楓子氏は、西村あさひ法律事務所弁護士を兼任しております。当社と西村 あさひ法律事務所との間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	細窪 政	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役	芝 田 誠	当該事業年度8月1日監査役就任以降に開催された取締役会 11回のすべて、監査役会7回のすべてに出席いたしました。 出席した取締役会において、当社以外での取締役、監査役と しての豊富な経験及び見識に基づき、取締役会の決定の適正 性を確保するための発言を行っております。また、監査役会 において適宜必要な発言を行っております。
監査役	小泉勝巳	当事業年度に開催された取締役会16回のすべて、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。
監査役	富岡大悟	当事業年度に開催された取締役会16回のすべて、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。
監査役	髙木楓子	当事業年度に開催された取締役会16回のすべて、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	20,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及 び社会的責任を達成するため、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備の うえ、その周知徹底を図る。
 - ・市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
 - ・取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ・監査役は、内部監査担当者、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、 「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。ま た、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
 - ・内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - ・企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違 反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通 報者制度規程」を備え、これを周知し、運営する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確 実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持 する。
 - ・「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り 未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
 - ・「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生 したリスクへの対応策等を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、又は必要に応じ て随時開催する。
 - ・取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
 - ・取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速 な業務を執行する。
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分 掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- ⑥ 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事 異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の 役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
 - ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- ⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこと を確保するための体制
 - ・監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ① その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期 的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保 つよう努める。
 - ・監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当事業年度において取締役会は16回開催され、取締役及び監査役の出席のもとで、報 告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役3名、社外取締役1 名の4名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて 十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。

② リスク管理体制

内部監査担当において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

③ コンプライアンス管理体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。また、コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス違反の有無をモニタリングすることにより、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

④ 監査役の監査体制

監査役会を12回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長との定期的な会合をもつことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査を通じて業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位:千円)

			(羊瓜・111)
資 産	の部	負 債 0	
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	973,233	流 動 負 債	309,383
現金及び預金	873,865	1年内返済予定の長期借入金	4,200
売掛金	51,502	未 払 金	42,729
貯 蔵 5	783	未 払 費 用	53,047
前 払 費 月	42,427	未払法人税等	58,389
繰 延 税 金 資 産	8,899	前 受 金	111,896
そ の ft	1,232	預 り 金	4,108
貸 倒 引 当 金	△5,478	未払消費税等	34,709
固 定 資 産	35,993	そ の 他	302
有 形 固 定 資 産	8,927	固 定 負 債	6,650
建 幣	8,370	長期借入金	6,650
工具、器具及び備品	556	負 債 合 計	316,033
投資その他の資産	27,066	純資産	の 部
長期前払費用	2,775	株 主 資 本	693,193
繰延税金資産	8,063	資 本 金	224,220
敷金及び保証金	16,007	資本剰余金	268,820
そ の tt	470	資 本 準 備 金	198,720
貸倒引当金	△250	その他資本剰余金	70,100
		利益剰余金	200,153
		その他利益剰余金	200,153
		繰 越 利 益 剰 余 金	200,153
		純 資 産 合 計	693,193
資 産 合 計	1,009,227	負債・純資産合計	1,009,227

損益計算書(目2018年3月1日)至2019年2月28日)

(単位:千円)

_											<u>(早知・丁円)</u>
			科						金	額	
売		上		高							1,251,679
売	ا	Ł	原	価							152,105
				5	· 上	総	利	益			1,099,574
販売費及び一般管理費											852,346
				È	営 業		利	益			247,227
営	業	外	収	益							
	受	耳	又	利	息				4		
	受	取	配	当	金				0		
	助	成	金	収	入				100		
	そ		\mathcal{O}		他				2		107
営	業	外	費	用							
	支	扎	4	利	息				1,031		
	株	式	交	付	費				1,391		
	上	場	関	連	費 用				10,843		
	そ		の		他				166		13,432
				糸	圣常	ŀ	利	益			233,902
				和	说 引 前	当 期	純利	利 益			233,902
	法	人税、	住民	税及て	び事業税	£		71,955			
	法	人	税(等 調	整額	į			△753		71,201
				<u> </u>	当 期	純	利	益			162,700

株主資本等変動計算書 (自 2018年3月1日) 至 2019年2月28日)

(単位:千円)

						株主資本						
						資本金		資本剰余金				
						貝个亚	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
当	期	首	列	ŧ	副	25,500	_	25,000	25,000			
当	期	変	重	b	額							
株	式	の	Š	発	行	198,720	198,720		198,720			
当	期	純	7	[]	益							
自	己株	式	の	処	分			45,100	45,100			
当	期変	動	額	合	計	198,720	198,720	45,100	243,820			
当	期	末	列		高	224,220	198,720	70,100	268,820			

(単位:千円)

							(+ ± -)/				
						利益剰	制余金			/北次立 <u>人</u> 呈	
						その他利益剰余金	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	自己株式	株主資本合計	純資産合計	
当	期	首	残 彦		高	37,453	37,453	△11,000	76,953	76,953	
当	期	変	重	動 額							
株	式	式 の 発 行					397,440	397,440			
<u></u>	当期		Ŧ		益	162,700	162,700		162,700	162,700	
自		式	の	処	分			11,000	56,100	56,100	
当	期変	動	額	合	計	162,700	162,700	11,000	616,240	616,240	
当	期	末	殍	È	高	200,153	200,153	_	693,193	693,193	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により 算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 1年

工具、器具及び備品 4~10年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま す。

(4) 繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

3.939千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 2.440.000株
- (2) 当該事業年度末における自己株式の種類及び株式数該当事項はありません。
- (3) 配当に関する事項
 - ① 配当金支払額 該当事項はありません。
 - ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数 該当事項はありません。

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

3,151千円
3,743千円
1,835千円
264千円
1,754千円
3,826千円
2,807千円
1,068千円
18,450千円
△1,487千円
16,962千円

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組み方針 当社は、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用 については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用 リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等は、短期間で決済されるものであります。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金融機関からの借入により調達しております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - (i) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	873,865	873,865	_
(2) 売掛金	51,502		
貸倒引当金(※)	△5,478		
	46,024	46,024	
資産計	919,889	919,889	
(1) 未払金	42,729	42,729	_
(2) 未払費用	53,047	53,047	_
(3) 未払法人税等	58,389	58,389	_
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含 む)	10,850	10,741	△108
負債計	165,016	164,907	△108

- (※) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等 これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む) 長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定 される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

9 . 179,0		M21124. 01-					
種類	会社等の名 称又は氏名	議決権等の 所有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及 び主要 株主	安藤広大	(被所有) 直接34.63 間接15.57	債務被保証	当社不動産賃 貸借契約の債 務被保証 (注)1	16,865	_	_

(注) 1. 当社の本社等の賃借料について債務保証を受けております。 取引金額については、債務保証を受けている物件の年間賃借料を記載しております。 なお、保証料の支払いは行っておりません。当事業年度末現在においては当該債務保 証は解消しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産284円10銭1株当たり当期純利益74円03銭

(注) 当社は、2018年11月3日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

- (1) 第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資) 当社は、2019年1月16日及び2019年2月5日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を決議し、2019年3月27日に払込が完了いたしました。
 - ① 募集方法:第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出し)
 - ② 発行する株式の種類及び数:普通株式 49.500株
 - ③ 割当価格: 1株につき 1.656円
 - ④ 払込金額:1株につき 1.394円
 - ⑤ 資本組入額:1株につき 828円
 - ⑥ 割当価格の総額:81.972.000円
 - ⑦ 資本組入額の総額:40,986,000円
 - ⑧ 払込金額の総額:69.003.000円
 - ⑨ 払込期日:2019年3月27日
 - ⑩ 割当先: SMBC日興証券株式会社
 - ① 資金使途:広告宣伝費用、人材採用費用

(2) 株式分割

当社は、2019年4月12日開催の取締役会において株式分割による新株式の発行を行う旨の決議をしております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

① 目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式数の増加により株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

- ② 株式分割の割合及び時期 2019年6月1日付をもって2019年5月31日の株主名簿に記録された株主の所有株 式数を1株につき3株の割合をもって分割する。
- ③ 分割により増加する株式数 普通株式 4.979,000株
- ④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

1 株当たり純資産94円70銭1 株当たり当期純利益24円68銭

(3) 事業譲受

当社は、2019年4月1日開催の取締役会において、TIGALA株式会社(以下、「TIGALA社」)の月額制M&A法人コンサルティング事業(以下、「本事業」)の譲受に向けた基本合意書を締結することを決議し、同日付で基本合意書を締結いたしました。

① 事業譲受の目的

当社は、経営者のM&Aに関する知見を高め、M&Aが企業の成長戦略として正しく活用される世の中を作ることを目的とし、TIGALA社から本事業を譲り受けることについて検討・交渉を開始してまいりました。

当社は、本事業の譲り受けによって、当社の強みである「教育コンテンツを体系化し拡 販していくノウハウ」と本事業を掛け合わせることによって、本事業の拡大に向けた基盤 構築が可能となると判断しております。

さらに、当社の既存顧客の多くが本事業のターゲットとなり得ることから当社の更なる 事業拡大が図れると判断し、事業譲受に向けた基本合意書を締結することを決定いたしま した。

② 譲受する相手会社の名称等

- (i) 名称
- (ii) 所在地
- (iii) 代表者の役職・指名
- (iv) 事業内容

TIGALA株式会社

東京都港区南青山7丁目1番7号3F

代表取締役社長 正田 圭

ベンチャー企業のM&Aエグジット支援

③ 譲受の時期2019年6月1日(予定)

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月22日

株式会社識学 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢 部 直 哉 ⑪ 業 務 執 行 社員 公認会計士 矢 部 直 哉 ⑪ 指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男 ⑪ 業 務 執 行 社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社識学の2018年3月1日から2019年2月28日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及び附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査行会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1)監査役会は、当年度の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認め ます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められま せん。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制シス テムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められま せん。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月24日 株式会社識学 監査役会

常勤監査役

芝田 誠 (EII) (社外監査役) 非常勤監査役 小泉勝巳 (ED) (社外監査役)

非常勤監査役 岡大悟 (EI) (社外監査役)

非常勤監査役 髙木楓子印 (社外監査役)

以

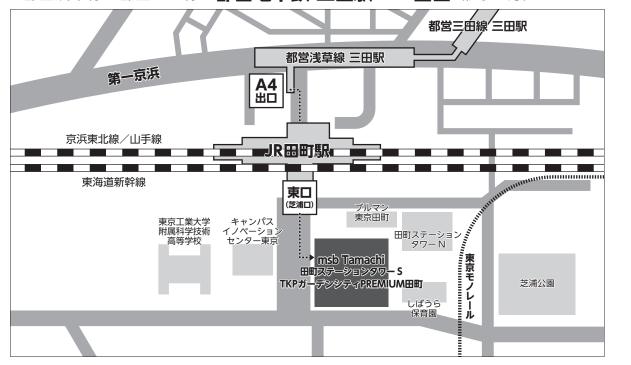
会 場

東京都港区芝浦三丁目1番21号

msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階 TKPガーデンシティPREMIUM田町

交通のご案内

- ·京浜東北線/山 手線 **JR田町駅 東口** (徒歩1分)
- ·都営浅草線/都営三田線 都営地下鉄 三田駅 A4出口(徒歩3分)



●駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

